

枚方市議会 議会改革調査特別委員会

中間報告

平成25年3月21日

目 次

はじめに	1
1. 出前議会等について	2
2. 議会報告会等の市民と直接対話する機会について	3
3. 傍聴者対応について	4
4. ホームページの充実について	6
5. 議会事務局の機能強化について	8
おわりに	10
開催状況	11
議会改革調査特別委員名簿	12

はじめに

平成23年第2回定例会において、今任期を通じ、本市議会における改革の方向性について調査する常設の組織として設置された本委員会では、まず、「議員報酬及び議員定数の在り方について」とともに、各会派から提案された18の調査事件のうち、議会経費の削減に関する2つの調査事件を最優先に協議を進めました。

そして、平成24年第1回定例会において、1回目の中間報告を行い、あわせて、その趣旨を実現するため、本市議会初の委員会提出議案として3つの条例案を提出しました。

本年度においては、昨年5月の委員改選後、残る16の調査事件のうち14件について、本委員会の能率的な運営を図る観点から、当初は、理事者に対し説明を求め、質疑を行う必要がある案件を集中的に取り上げることとして、委員間で協議を行いました。

その結果、主に二元代表制の一翼を担う議会機能の強化につながる9つの調査事件について、一定の結論を得るに至り、平成24年第4回定例会において、2回目の中間報告を行いました。

この中間報告に基づき、既に、今定例会の会期中に開催された予算特別委員会の運営方法が協議され、所属人数が奇数の会派から選出された委員の質疑時間が改められたところです。

また、議会運営委員会において、議会役員等の改選を行う次の臨時会についても、会期の短縮が協議されるなど、本委員会の提言内容に基づいた議会改革の取り組みが着実に進められているところです。

そして、この間、本委員会では、残る調査事件についても精力的に協議を行い、主に市民に開かれた議会の実現に資する5つの調査事件について、一定の結論を得ましたので、ここに3回目の中間報告を行うものです。

1. 出前議会等について

本市議会では、他の多くの地方議会と同様に、本会議を初めとする会議は平日の日中に議場等において開催しています。このため、平日の昼間に働いている人の傍聴は難しく、現状、傍聴者に来られた人の年齢層等にも偏りが見られます。

本件は、より多くの市民に議会傍聴の機会を確保し、また、市民の関心をさらに高めるための方策として、出前議会や夜間議会、休日議会の開催が提案されたものです。

出前議会や夜間議会、休日議会は、開かれた議会を目指すという趣旨は共通していますが、おおむね別々に議論されたため、それぞれ順に記載します。

(1) 出前議会について

出前議会とは、議会自らが地域に出向いて、本会議等を開催するものです。

ただ、本会議等を地域で開催するとなれば、会場の確保を初め、物理的な面からさまざまな制約があると考えられます。

この点については、本委員会における協議の前提として実施した基礎調査によれば、府内他市と中核市において、本会議自体を地域で開催している事例は皆無と言ってよく、ごく少数の市議会で、案件にかかわりの深い地域で特別委員会のみを開催しているのが実情です。

そこで、本委員会としても、開かれた議会を目指すに当たって、実施に際して種々の課題が想定されるこの出前議会については必要ないということで、提案会派を含め委員の意見が一致しました。

(2) 夜間議会、休日議会について

夜間議会、休日議会とは、これまで平日の日中に開催していた本議회를休日や夜間に行うものです。

しかし、一方で、一定の職員が時間外勤務や休日勤務を行わざるを得ず、人件費の増加等が想定されます。また、先行市議会の例を見ても、期待しているほど傍聴者数が増えず、継続して実施しているところは少数にとどまっています。

本委員会においても、こうした点を考慮して、夜間・休日議会を直ちに行う必要はないという意見が大勢となりました。

また、開かれた議会という意味では、この間、本市議会では、インターネットを活用して、ユーチューブによる本会議の一般質問、代表質問の録画映像の配信に取り組んできており、こうした手法をさらに充実させ、議会の活動を広く発信することでその実現が図られるとも考えます。委員からは、実際に、こうした声も聞かれました。

ただ、夜間議会、休日議会の開催自体を必ずしも否定せず、「今の本会議を興味深いものにするということを考えてから検討してはどうか」、「常時ではなく、重要な案件がある場合など必要に応じて実施してはどうか」など、実施方法や開催する中身によっては検討する余地もあり得るという意見もありました。

そこで、本件については、実施に際し、費用対効果を見極めた上で慎重に取り組むということで、委員の意見が一致しました。

2. 議会報告会等の市民と直接対話する機会について

議会報告会とは、議員が自身の支援者を集めて行う市政報告会等とは異なり、議会が機関として、市民への説明責任を果たすために、市民に直接対面する場において、議決内容や審議経過などについて報告を行う場です。

また、市民との意見交換を行うことにより、広く市民の意見を聴取し、政策立案に反映させることにつながる貴重な機会として、近年、これを議会基本条例に規定し実施する地方議会が多く見られます。提案会派による趣旨説明では、こうした議会報告会の有用性ととともに、参加市民の固定化という先行市議会における課題も挙げられました。

本件については、まず、こうした市民と直接対話する機会を設けるか否かという点に絞って協議を行ったところ、委員からは、実施することを前提として、テーマ設定や開催頻度の問題など、運用面に関するさまざまな意見が出されました。

また、「各会派や議員個人の意見も述べられるような形にしてはどうか」という意見も聞かれ、これに対しては「選挙直前には開かないなどのルールづ

くりが必要」との意見も出されるなど、時間的な制約もあり、具体的な運用に関する論点について、一致した見解を見出すことはできませんでした。

ただ、その基本的な方向性としては、地域に出向いて議会で決まったことを単に報告するだけでは意味がなく、市民との意見交換に重点を置いた運営にすべきという趣旨の意見が多く聞かれ、こうした内容で開催することに異論はありませんでした。

そこで、本件については、議会の議決内容や審議経過の報告に加え、積極的に市民の意見を聞くものにするという方向性だけを確認するにとどめ、来年度に予定されている議会基本条例の案文作成作業の中で、改めて詳細な実施方法等について検討するというところで、委員の意見が一致しました。

3. 傍聴者対応について

本件については、「議会傍聴の周知方法について」と「傍聴者に対する配付資料の範囲について」に分けて、委員間での協議を行いました。そこで、本報告を行うに当たっても、協議の内容に即して、それらの論点ごとに記載することとします。

(1) 議会傍聴の周知方法について

現在、本市議会では、市民の議会傍聴について、議会報や議会ホームページへの開催情報の掲載のほか、傍聴を呼びかけるポスターを庁内掲示板に掲示するなど広く周知しています。しかし、本市議会における定例会、臨時会の傍聴者数は、ここ数年、増加傾向にあるものの、傍聴席が少ないこともあり、他の地方議会と比較して、決して多いとは言えない状況です。

この点については、市民に議会の活動を知ってもらうには議会傍聴が最も身近な方法であり、本市議会として開かれた議会を目指す以上、今まで傍聴に来られたことがない市民に対して積極的に呼びかけを行うことも必要と考えます。本件も、こうした趣旨から提案されたものです。

本件については、提案の趣旨に全委員が賛同し、多種多様な意見が出されました。

まず、具体的な周知方法としては、「庁舎内だけでなく、庁外にもモニター

テレビを設置し議会中継を流してアピールしてはどうか」、「市民病院の待合や図書館にもモニターテレビを設置できないか」、「ポスターの文字を大きくするなどの工夫をすべき」との提案が出され、また、本市議会としての情報発信の在り方を総合的に検討するため、「議会関係の広報全体を協議する機関を立ち上げてはどうか」との意見も出されました。

さらに、実際に傍聴に来られた際の対応として、「本会議休憩中に行う諸会議の周知など、傍聴者に対して丁寧なアナウンスをすべきではないか」、「本会議休憩中に傍聴者が休憩できる場を設けてはどうか」などの改善策を挙げる委員もいました。ただ、その一方で、一部には、どこまで経費をかけるのか検討が必要との慎重な意見もありました。

そこで、本委員会としては、これら提案等のうち予算措置を講じる必要があるものについては、財政状況等を見ながら引き続き検討することとし、その他のものについては、取り組みに向け課題整理に努めることとします。

また、平成25年第1回定例会から、市役所本館1階の市民課前待合ロビーに設置された市政情報モニターにおいて、議会傍聴の呼びかけを行っていただいておりますが、引き続き協力いただくよう求めておきます。

(2) 傍聴者に対する配付資料の範囲について

現在、本市議会では、本会議や委員会における傍聴者への配付資料のうち、会議の日程や一般質問の要旨など、市議会事務局が作成した資料は、原則として自由に持ち帰ることが可能です。

一方で、その他議案書、予算書、決算書など、執行機関が作成した資料は、当該会議中の閲覧のみを可能とする取り扱いとなっておりますが、開かれた議会の観点からは、特段支障がない限り提供する方が望ましいとの趣旨から、本件が提起されました。

この点については、これら資料の作成には一定の費用が発生しているため、特定の人に配付するのは公平性を欠くという意見が大勢を占めました。

また、一部の委員からは、「市ホームページへの掲載資料の範囲を拡大するよう執行機関に求めてはどうか」との意見もありましたが、当該会議終了後、閲覧のみを可能とする資料については、市役所別館6階の行政資料コーナーに備え付けられ、コピー機による複写も可能であることを考慮す

ると、現状、一定の費用負担はあるものの、実質的に議員、傍聴者の区別なく、資料提供がなされていると言えます。

そこで、本件については、現在の取り扱いに特に不都合はなく、閲覧のみを可能とする資料であっても、市役所別館6階の行政資料コーナーに備え付けてある旨を傍聴者に周知していくということで、最終的には、提案会派も含め委員の意見が一致しました。

4. ホームページの充実について

本委員会では、本件について、大きく3つの論点に分け、委員間での協議を行いました。そこで、本報告を行うに当たっても、協議の内容に即して、それらの論点ごとに記載することとします。

(1) 枚方市議会のホームページと議員個人のホームページとのリンク等について

現在、市議会のホームページの議員名簿には、議員の連絡先として、住所や電話番号などは掲載されていますが、議員個人のホームページとのリンクはもちろん、ホームページアドレスの掲載もされていません。

そこで、本件は、市民を初めとするインターネット利用者が各議員へアクセスする場合の利便性向上のため、市議会のホームページと議員個人のホームページとのリンクを提案されたものです。また、同様の趣旨から、メールアドレスの掲載についても、提案がありました。

まず、議員個人のホームページへのリンクについては、その掲載内容に政治活動等も含まれるため、市議会のホームページの閲覧者にそれが市議会のホームページの一部だと誤解を与えるおそれがあるとも考えられます。委員からは、こうした事態を懸念する声が聞かれました。

加えて、議員全員がホームページを開設している状況になく、公平性の観点からリンクは避けるべきとする意見が大勢となり、希望する議員のみ、単なるホームページアドレスの掲載にとどめるということで、委員の意見が一致しました。

また、メールアドレスについては、連絡先の一つであり、ホームページ

アドレスと同様に、希望する議員のみ掲載するとしても特に問題はないということで、委員の意見が一致しました。

(2) 動画配信の拡大について

本市議会では、平成20年の議会改革懇話会の答申を受け、平成23年第2回定例会から、インターネットを活用して、ユーチューブによる本会議の一般質問、代表質問の録画映像の配信に取り組んでいます。

一方、最近では、単に録画映像の配信にとどまらず、本会議の審議状況等を含めたライブ映像での配信や、また、本会議だけでなく、予算・決算特別委員会の審査状況の配信まで行う地方議会が増えています。こうした取り組みを本市議会でも行うことを視野に入れ、本件が提案されました。

しかし、これらを実施している地方議会では、関連機器を含め、映像配信システムの導入やその管理などに多額の経費を要している例が少なくありません。

この点について、本市議会では、庁舎内のモニターテレビを用いたライブ放映を実施しており、カメラ設備等は既に議場内に設置されています。

ただ、本会議のライブ映像の配信や、また、議場外の委員会室で行われる予算・決算特別委員会の映像配信を行うとなると、新たに機器の購入等が必要になるため、一定の費用が見込まれます。

そこで、本件については、性急に結論を出さず、財政状況等を見ながら引き続き検討するというので、委員の意見が一致しました。

(3) 会議録検索システムへの常任委員会記録の掲載について

現在、市議会のホームページでは、平成15年度以降の定例会、臨時会の会議録と予算・決算特別委員会記録が閲覧できる会議録検索システムを運用しています。また、請願審査に関する委員会記録や全員協議会記録などについても、PDFファイル形式ではあるものの、市議会のホームページに掲載しています。

本件については、こうした現状から、会議録検索システムに付託議案審査を含むすべての常任委員会記録を掲載するよう、提案されたものです。

この点については、市ホームページのサーバーの容量不足により、掲載

は困難であり、加えて、現在の会議録検索システムは導入後、一定の年数が経過し、プログラム自体の継続性の点で平成26年度以降の運用に課題を抱えています。

そのため、外部委託による新たな検索システムへの移行が費用面においても効果的な改善策の一つであり、その際には、外部のサーバーを活用することで、付託議案審査を含むすべての常任委員会記録についても、掲載が可能であると考えます。

そこで、本件については、こうした方向性で事務を進めるべきということで、委員の意見が一致しました。

5. 議会事務局の機能強化について

地方自治法第104条は、「議長は（中略）議会の事務を統理」と規定しています。他方、地方自治法第138条第2項は、「市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる」とし、「事務局長（中略）は議長の命を受け、（中略）その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する」（同条第7項参照）としています。これにより、本市議会でも議会事務局を設置し、議長は議会に関する事務を処理させています。

これまで議会事務局は、本会議、委員会等の運営の補助やその他の庶務的業務の執行が基本的な役割であると認識されてきました。しかし、地方分権の進展により、首長と並び二元代表制の一翼を担う地方議会には、行政機関の監視機能に加え、政策提言・立案機能をより一層発揮していくことが求められています。そして、議員提出の条例などを通じた政策提言・立案を行うためにも、また、監視機能をより強化するためにも、さまざまな調査、研究や法制に関する知識が必要となることから、議会事務局としてもこれら議員の活動を補佐することができるよう、議会事務局の機能強化や組織体制の充実を議会基本条例に規定する例が多く見られます。

本件も同様の趣旨から提案されたものですが、それに加え、議会事務局としてこれら機能に注力できるよう、議員一人一人が共通認識を持つことも提案趣旨の一つとして挙げられました。

本件については、まず、今後、議会事務局にどのような機能の強化を求め

るかという点について、調査機能と政策法務機能が提案され、この点については、全委員の賛同が得られました。

次に、これらの機能の強化をどのように実現していくかという点が問題となりますが、昨今の厳しい財政状況のもと、市全体の職員数削減の取り組みが進む中で、議会事務局の職員のみを増加させること、また、議長の人事権行使による独自の採用などは現実的に難しいと考えられます。そのため、これらの機能の強化を議会基本条例に掲げている地方議会では、単に規定を置くにとどめている例が見られます。

この点については、本委員会において、その解決策の一つとして、議員が事務局に依頼する事務内容等を見直すことで、調査機能や政策法務機能に集中できる環境を整え、実質的に事務局の機能強化を図るべきであるという意見が多く聞かれました。また、常任委員会の所管事務調査に係る会議運営業務や一般質問に係る議会報編集業務など事務量が増加する中で、事務局としても事務全体を精査し、予算面に配慮しながら、外部委託できるものは行っていくべきであるという意見も複数の委員から出されました。

そこで、本件については、今後、議会が、監視機能と政策提言・立案機能をあわせ持つ議事機関として積極的な役割を果たすために、こうした方向性で議会事務局の調査機能や政策法務機能の強化を図っていくということで、委員の意見が一致しました。

おわりに

今回の中間報告により、本年度に協議すべき調査事件のすべてについて一定の結論を得たこととなりますが、その中には、来年度に予定されている議会基本条例の案文作成作業の中で改めて協議を行うこととしたものもあります。

また、これまでの中間報告に基づき、その内容の具体化や、議会改革の取り組みの結集とも言える議会基本条例を策定するに当たっては、新たに検討すべき課題が生じることも考えられます。その際には、これまで積み重ねてきた議会改革の議論を踏まえ、中間報告の趣旨が損なわれないよう、適切な対応をお願いします。

そして、今後、これら議会改革に係る提言を実効性の高いものとしていくためには、本市議会の総意として実行に移していくことが重要です。議長を初め議員一人一人が適切に対処していただきますよう、あわせてお願いします。

最後に、来年度に協議を行う議会基本条例の在り方等についても、引き続き精力的に協議を進めていく決意であることを申し上げ、本委員会の中間報告といたします。

平成25年3月21日

議会改革調査特別委員会

委員長 大森 由紀子

開 催 状 況 (※ 前回中間報告以降)

開催回等	開催日	事 件 名
第9回	平成25年2月1日	(1) 出前議会等について (2) 議会報告会等の市民と直接対話する機会について (3) 傍聴者対応について (4) ホームページの充実について (5) 議会事務局の機能強化について
第10回	平成25年2月21日	(1) 出前議会等について (2) 議会報告会等の市民と直接対話する機会について (3) 傍聴者対応について (4) ホームページの充実について (5) 議会事務局の機能強化について
第11回	平成25年3月12日	(1) 中間報告(案)について
第12回	平成25年3月21日	(1) 中間報告(案)について

議会改革調査特別委員名簿

(委員名は議席順)

職 名	氏 名	所 属 会 派
委 員 長	大 森 由 紀 子	公 明 党 議 員 団
副 委 員 長	高 橋 伸 介	みんなの党市民会議
委 員	前 田 富 枝	自由民主党議員団
委 員	堤 幸 子	日本共産党議員団
委 員	木 村 亮 太	未来に責任・みんなの会
委 員	大 地 正 広	公 明 党 議 員 団
委 員	福 留 利 光	民 主 ク ラ ブ
委 員	大 橋 智 洋	民 主 ク ラ ブ
委 員	堀 井 勝	民主市民議員団